

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】令和2年2月13日(2020.2.13)

【公表番号】特表2017-519128(P2017-519128A)

【公表日】平成29年7月13日(2017.7.13)

【年通号数】公開・登録公報2017-026

【出願番号】特願2016-574172(P2016-574172)

【国際特許分類】

D 0 1 F 6/04 (2006.01)

D 0 4 H 3/007 (2012.01)

【F I】

D 0 1 F 6/04 E

D 0 4 H 3/007

【誤訳訂正書】

【提出日】令和1年12月26日(2019.12.26)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

55%以下の全結晶化度を有する纖維を含むフラッシュ紡糸プレキシフィラメント状纖維ストランドを含有する、熱によりまたは機械的に固化されたシートであって、該フラッシュ紡糸プレキシフィラメント状纖維ストランドは12m²/g以下のBET表面積及び0.9mm/g以上の圧潰値を有し、

該纖維ストランドがエチレンのホモポリマーから形成される纖維を主に含み、かつ該纖維がX線特性解析によって測定された時に単斜晶および直方晶構造を有し、該単斜晶構造の結晶化度が1%より大きいことを特徴とする前記シート。

【請求項2】

該纖維が52%以下の全結晶化度を有する、請求項1に記載のシート。

【請求項3】

少なくとも1つのシートが請求項1に記載のシートである、2つ以上の複数のシートを含む多層構造物。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0008

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0008】

本発明の纖維ストランドがさらに、本明細書に記載されるX線分析によって測定される時に単斜晶および直方晶構造を有してもよく、単斜晶構造の結晶化度が1%又は1%より大きい。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0025

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【 0 0 2 5 】

本発明の繊維ストランドが、本明細書に記載されるX線分析によって測定される時に单斜晶および直方晶構造をさらに有してもよく、单斜晶構造の結晶化度が1%又は1%より大きい。